

**米国歯科研究学会（AADR）による TMD 基本声明に対する
社団法人日本補綴歯科学会の基本姿勢**

いわゆる顎関節症（TMD）に関する文献が初めて現れたのは今から約 1 世紀以上前にさかのぼります。しかし、つい最近まで顎関節内部の病態を正確にとらえる検査法がなく、顎関節症の病態が複雑多岐にわたることとあいまって顎関節症の診断、特にその病態の把握は必ずしも容易ではありませんでした。

1980 年代に入ると画像検査技術の進歩により疾患の理解が進み、1) 顎関節症は臨床症状の類似した病態の異なるいくつかの症型からなる包括的疾患名であること、2) 生物精神社会的モデル (biopsychosocial model) の枠の中で管理される必要があること、3) 症状の自然消退の期待できる (self-limiting) 疾患であるゆえ、まず保存療法を優先させること、等が共通の理解となっています。

このような顎関節症の診断と治療に関する見解は顎関節症を専門とする臨床家や研究者の間では広く受け入れられていますが、一般臨床家にとって顎関節症はいまだに治療のしにくいやっかいな疾患として敬遠されがちであることは否めず、それどころか現実にはこれらの共通の理解を無視した診断や治療が行われる場合があるのが現状であるといえます。このような専門家と一般臨床家に乖離のある状況における最大の被害者は顎関節症患者自身であることに疑いはありません。

事実、米国では数万人の顎関節内障患者が人工関節円板置換術を受け、多くの患者が後遺障害に苦しむという医療過誤が生じました。これを受けて、国立衛生研究所 (National Institute of Health, NIH) 主催により 1996 年 4 月に世界で初めて顎関節症の治療に関するテクノロジーアセスメントが開催され、学術的な公式声明 (Management of temporomandibular disorders. National Institutes of Health Technology Assessment Conference Statement. J Am Dent Assoc 1996; 127(11): 1595-1606.および National institutes of health technology assessment conference statement: Management of temporomandibular disorders, April 29–May 1 1996, Oral Surg Oral Med Oral Pathol Oral Radiol & Endodontol, 1997; 83(1);177-183. に掲載) が提出されましたが、残念ながらこの声明が歯科界に大きい影響力をもつことはありませんでした。

そのため、この声明の発表以降も米国で最も権威ある歯科学会である米国歯科研究学会 (American Academy of Dental Research, AADR) のニューロサイエンスグル

ープにより顎関節症の診断と治療に関する基本声明（Policy Statement）をまとめる
努力が3年間にわたって続けられ、2010年3月ようやくAADRのホームページに
その基本声明が掲載されるにいたりました。

(<http://www.aadronline.org/i4a/pages/index.cfm?pageid=3465>を参照)

（社）日本補綴歯科学会では、このAADRによる顎関節症の診断と治療に関する基
本声明が、現時点における最も標準の見解であり、これに従って顎関節症の診断と治
療が行われるかぎり、それが多くの顎関節症患者にとって福音となるものと認め、本
学会の2つの学術雑誌とホームページ上にその基本声明を掲載し、その普及を図るこ
ととしました。

社団法人日本補綴歯科学会

理事長 佐々木啓一

理事（学術担当） 矢谷 博文

理事（診療ガイドライン担当）

窪木 拓男